

日バス協技第309号  
令和5年10月10日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会  
会長 清水 一郎

旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令等の  
公布に伴う関連通達の改正等について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記について、国土交通省物流・自動車局安全政策課長、旅客課長、自動車整備課長から、  
別添のとおり周知依頼がありました。  
つきましては、傘下会員事業者へ周知をお願いいたします。

担 当：技術安全部（田中・池田）  
電 話：03-3216-4015